

平成28年度の品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）

各評価項目における評価基準については、その達成度が適切に評価でき、かつ、必要以上に複雑にならないよう、4段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）が採用されている。また、特許、意匠、商標とも審査プロセスは共通であることから、その達成段階を測る評価基準として、共通のものが策定されている。

そして、各評価基準においては、それぞれの評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、各段階において達成すべき行動、状況等について、具体的に設定されている。

特に、評価項目「**及び**」については、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」ことのみでは「良好」と評価され、当該取組の目的を達成した上で、「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合のみ、「極めて良好」と評価される。

また、評価項目「**について**」については、「審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている」ことのみでは「良好」と評価され、「審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている」場合のみ、「極めて良好」と評価される。

1. 特許

・評価項目 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質マニュアルの改訂の理由がどのような活動に基づくものかが不明確であり、また、品質マニュアルに品質保証体系図や文書体系図が明示されていないため、品質保証のための手続きを規定している文書との関連が曖昧であること、また、庁外への発信が重視される文書については、よりシンプルでわかりやすい記載が望まれるとして、「良好」との評価もあった。

・評価項目 審査及び品質管理のための手続の透明性

特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「特許・実用新案審査基準」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、プロセスを規定する文書の改訂の理由や、各プロセスにおける結果等と手続の関係が明確でないため、現在の手続の明確性が審査の質を保证する

上で十分なものであるかどうか、どこに改善すべき点があるのかの判断が困難であるため、「良好」との評価もあった。また、特許審査においてなすべき事項や手順等が「特許・実用新案審査基準」に定めているところ、その定められている手順等を審査官に周知徹底すべきとのことから、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知するとともに、職員向けの研修を定期的の実施した。また、職員の審査に必要な知識への理解度を確認した。また、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を全審査官が行うこととし、品質管理に関する理解状況を確認すると共に、理解の促進を図った。これらのことから「極めて良好」と評価される。

ただし、海外ユーザーへの周知・公表に不足を感じるため、「良好」との意見もあった。また、ユーザーに対する情報発信強化が望まれるため、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目 審査実施体制

審査体制の強化・審査の効率化の取組により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査体制、人員配置を確立しているが、世界最高水準の組織体制、人員配置とまでは言えないことから、「良好」と評価される。

しかし、PCT 出願の増加等による審査処理の負担が増大していることから、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目 品質管理体制

品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担する等、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立していることから、「良好」と評価される。

・評価項目 品質向上のための取組

品質向上のために必要とされる取組（決裁、決裁前の起案チェック、協議、業

績目標と審査官の評価、面接・電話応対、外国特許文献サーチ等の拡充、品質関連情報の収集・提供、研修、登録調査機関による先行技術調査の評価と指導、検索インデックスの付与及び整備)を昨年度から継続して計画通り実施するとともに、更なる品質の向上に資する取組として、物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合の判断等、改訂審査基準等の適用に特に注意を要する案件の協議や、サーチに重点に置いた協議の充実化を行った。また、審査ハンドブックにおいて、物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合の判断に関する改訂や、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいる IoT (Internet of Things) 関連技術の事例を追加し、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

・評価項目 品質検証のための取組

品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数通りに実施され、それぞれの取組の目的が達成された。また、監査結果の審査部の管理職への提供方法の改良や、異議申立て案件の審理結果のフィードバックが実施されたことから、「良好」と評価される。

ただし、サンプルチェック、ユーザー評価調査など品質検証に向け必要となる取り組みが計画・実行され、当該取り組みの目的を達成した上で、さらなる品質の向上に資する効果が得られていることから、「極めて良好」との評価もあった。

・評価項目 審査の質の分析・課題抽出

決裁や監査などの特許庁内部の評価に基づく分析や、ユーザー評価調査などの特許庁外部の評価に基づく分析による、課題抽出が十分に実施され、課題の絞り込みも行われていることから、「良好」と評価される。

ただし、分析方法に関する改善及び総合的な視点からの課題の絞り込みも実施行われ、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれているため、「極めて良好」との評価もあった。

・評価項目 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目 ~)の改善状況

平成 28 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が遅滞なく改訂され、品質管理の基本に関して職員への周知をより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

・評価項目 品質管理の取組（評価項目 ～ ）の改善状況

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応して、サーチの効率化や判断の均質化等、品質管理の取組の改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、品質管理の取組の改善が積極的に行われ、かつ、各所に工夫が認められるため、「極めて良好」との評価もあった。また、審査品質向上のための努力がなされているが、よりユーザー目線からの改善が期待されるため、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目 審査の質向上に関する取組の情報発信

審査の質向上に関する情報発信を国内外の機関・団体との協力関係が構築されており、今後は、新興国との協力関係、海外ユーザーへの展開の強化への期待や、協働で審査の質向上の取組を行うことの期待されることから、「良好」と評価された。

ただし、審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築したことから、「極めて良好」との評価もあった。他方、ユーザーに対する情報発信の強化が望まれるため、「概ね達成」との評価もあった。

2. 意匠

評価項目（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質マニュアルの改訂の理由がどのような活動に基づくものかが不明確であり、また、品質マニュアルに品質保証体系図や文書体系図が明示されていないため、品質保証のための手続きを規定している文書との関連が曖昧であること、また、庁外への発信が重視される文書については、よりシンプルでわかりやすい記載が望まれるとして、「良好」との評価もあった。

評価項目（審査及び品質管理のための手続の明確性）

意匠審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「意匠審査基準」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、プロセスを規定する文書の改訂の理由や、各プロセスにおける結果等と手続きの関係が明確でないので、現在の手続の明確性が審査の質を保证する上で十分なものであるかどうか、どこに改善すべき点があるのかの判断が困難であるため、「良好」との評価もあった。

評価項目（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」は、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対しては従来からの手段に加え、庁内イントラネットの品質管理関係情報掲載ページを通じて周知するとともに、職員向けの研修を定期的を実施した。また、当該研修だけでなく、昨年度に引き続き全意匠審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修を行い、各研修後には講義内容の理解度の確認を行ったことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、ユーザーに対する情報発信強化が望まれるため、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

評価項目（審査実施体制）

現組織の体制・人員配置において、審査処理については、一次審査件数はここ数年、出願件数とほぼ同数で推移しており、また、2015年における出願から一次審査通知までの期間は平均6.1か月を実現し、上半期も同水準で推移している。しかし、審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえないとして、「概ね達成」と評価される。

ただし、限られた人員でスケジュール通りに実体審査を行っているとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目（品質管理体制）

品質管理の企画・立案を行う意匠課に企画調整官（1名）を設け、その者が事務局長として品質監査の分析・評価を行っている。限られた組織体制の中、品質管理の取組を行っているなど、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制を整えたことから、「良好」と評価される。

評価項目（品質向上のための取組）

品質向上のために必要とされる取組（国内出願に対する案件協議及びそのフィードバック、国際意匠登録出願に対する全件案件協議等）を、昨年度から継続して計画どおりに実施されると共に、更なる品質の向上に資する取組として、「意匠審査基準」及び「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」等の改訂を行い、また、国際意匠登録出願の起案文書については、形式的瑕疵のダブルチェックを全案件に対して確認したことから、「良好」と評価される。

評価項目（品質検証のための取組）

品質検証のために必要とされる、品質監査による判断・起案の妥当性の検証が計画どおりに実施されている。また、決裁後発送待ち案件に対し、品質監査を実施できる体制に移行するためのシステム構築も行われた。さらに、国際意匠登録出願の品質監査については、検証項目を見極めるため、全案件を引き続き協議対象とした。そして、ユーザー評価調査については、調査項目の追加や調査対象の拡大が行われ、昨年度よりも回収率も高められたことから、「良

好」と評価される。

ただし、検証の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目（審査の質の分析・課題抽出）

審査の質について特許庁の内部・外部での分析が行われ課題抽出が十分になされていることが認められることから「良好」と評価される。

ただし、分析に対する課題・経緯が分かりにくいとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目～）の改善状況）

平成28年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」を改訂し、全意匠審査官向けの講義を実施するなどして、昨年度に引き続き品質管理の基本に関して職員への周知も十分に行った。また、品質管理の企画・立案を専任として行う者が事務局長として品質監査の分析・評価を行うなど、方針・手続・体制に対する改善も十分行ったことから、「良好」と評価される。

評価項目（品質管理の取組（評価項目～）の改善状況）

昨年度抽出した課題に対応して、品質管理の取組の改善を行った。特にユーザー評価調査の実施体制の見直しや品質検証のためのシステム構築、国際意匠登録出願の起案文書に対するダブルチェックの実施などの改善を図ったことから、「良好」と評価される。

評価項目（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を国内ユーザーに対して行い、かつ、定期的に意見交換会を実施するなど、継続的な協力関係を構築した。また、情報発信は、意匠5庁会合・日中韓意匠専門家会合といった国際会合や、審査官の派遣又は受入を通じて外国庁に対しても継続的に行い、新興国を含み、各国との協力関係を構築したことから、「良好」と評価される。

ただし、ユーザーに対する情報発信の更なる強化の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

3. 商標

・評価項目 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質マニュアルの改訂の理由がどのような活動に基づくものかが不明確であり、また、品質マニュアルに品質保証体系図や文書体系図が明示されていないため、品質保証のための手続きを規定している文書との関連が曖昧であること、また、庁外への発信が重視される文書については、よりシンプルでわかりやすい記載が望まれるとして、「良好」との評価もあった。

・評価項目 審査及び品質管理のための手続の透明性

商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、プロセスを規定する文書の改訂の理由や、各プロセスにおける結果等と手続きの関係が明確でないので、現在の手続の明確性が審査の質を保証する上で十分なものであるかどうか、どこに改善すべき点があるのかの判断が困難であるため、「良好」との評価もあった。

・評価項目 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されているとともに、職員向けの研修が定期的実施され、また、当該研修だけでなく、新たに全商標審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する講義が行われ、各講義後には講義内容の理解度の確認が行われていたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、海外ユーザーへは、より周知が必要との理由から、「良好」との意見もあった。また、ユーザーに対する情報発信強化が望まれるため、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目 審査実施体制

新しいタイプの商標に関する専任の審査チームが編成される等、審査体制の強化が図られ、求められる件数の審査を行いつつ、高品質で効率的な審査が実現

されているものの、限られた審査官数で審査や品質向上のための取組が行われており、国際的に遜色がない審査体制・人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

他方、求められる件数の審査を効率的に実施するなど、適正、迅速な審査がされるための体制が整えられていること、海外に比して早期に審査結果を出していること、また、早期審査制度の対象案件の拡大を行い、早期権利付与を希望する出願人への対応を早期に実現したこと等から、「良好」との評価もあった。

・評価項目 品質管理体制

新たに品質関連施策の企画・立案を一元的に行う部署として、商標課品質管理班が設置され、品質管理の組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの役割の明確な分離が行われたことにより、より効率的・効果的に品質管理を行うことができる組織体制・人員配置を確立したとして、「良好」と評価される。

・評価項目 品質向上のための取組

審査における調査の効率化を図る観点から、各審査官が作成している協議メモが収集・蓄積され、情報共有が図られ、また、決裁の効率性の向上を目的に、決裁時に審査官に差し戻した案件に関する情報を蓄積する仕組みが整備されるなど、審査の質の向上のための取組が計画どおりに実施されたとともに、それぞれの取組の目的が達成されたとして、「良好」と評価される。

・評価項目 品質検証のための取組

品質監査において、通年における実施に運用が変更され、結果の透明性、信頼性が高められ、また、ユーザー評価調査においては、調査手法の見直しが行われたことにより、アンケートの回収率を大幅に増加させる等、審査の質の検証のための取組が計画どおりに実施された。さらに、審査と審判で判断が異なった案件の分析結果の情報共有が行われるなど、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

他方、審査結果が検証され、その結果を実務に反映させる体制が整っていること、また、品質検証の取組の目的を達成した上で、さらなる品質の向上に資する効果が得られているとして、「極めて良好」の評価もあった。

・評価項目 審査の質の分析・課題抽出

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題抽出が行われたことから、「良好」と評価される。

他方、分析方法に関する改善及び総合的な視点からの課題の絞り込みも実施行われ、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれているため、「極めて良好」との評価もあった。

・評価項目 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目 ～ ）の改善状況

平成28年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が遅滞なく改訂され、品質管理の基本に関して職員への周知をより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

・評価項目 品質管理の取組（評価項目 ～ ）の改善状況

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した品質管理の取組の改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

・評価項目 審査の質向上に関する取組の情報発信

審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築したことから、「良好」と評価される。

ただし、ユーザーに対する情報発信の強化が望まれるため、「概ね達成」との評価もあった。